

## 令和5年度十和田湖環境保全会議

日 時 令和5年11月7日(火)  
13:00～15:00  
場 所 十和田市東コミュニティセンター

### 次 第

- 1 開 会
- 2 開会挨拶 青森県環境生活部次長 白戸 明子
- 3 来賓挨拶 十和田市長 小山田 久 様
- 4 講 演 「火口湖としての十和田湖について」  
秋田大学大学院理工学研究科システムデザイン工学専攻  
助教 網田 和宏 様
- 5 話題提供
  - (1) 「陸水学的特徴から見た十和田湖とその水質動向」  
青森県環境保健センター 技師 白銀 ゆい
  - (2) 「NATIONAL PARK「十和田湖」PLAYFUL Lプロジェクト」  
十和田湖西湖岸地域開発合同会社 代表 川又 伸文 様
  - (3) 「十和田湖の環境を活かした観光地域づくりについて」  
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構  
地域マネジメント部長 安藤 巖乙 様
- 6 閉 会

< 参集者 > 会議構成機関（別紙2別表のとおり）、研究機関、  
十和田湖周辺の教育機関、十和田湖関係 NPO 等の団体、地域住民等

(名称)

第1条 この会議は、十和田湖環境保全会議（以下「会議」という）と称する。

(目的)

第2条 会議は、機関相互の連絡調整をはかり、十和田湖の水質及びその周辺地域における環境を適正に保全することを目的とする。

(事業)

第3条 会議は前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
十和田湖の水質及び周辺環境の保全に関する検討  
十和田湖の水質及び周辺環境の保全に関する啓発活動  
目的達成のために必要な情報の交換  
その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 会議は別表に掲げる機関をもって組織する。

(座長)

第5条 会議に、座長を置く。  
座長は青森県環境生活部長又は秋田県生活環境部長を充てる。  
座長は会議を代表し、会務を統括する。

(幹事)

第6条 会議に幹事を置く。  
幹事は座長が委嘱する。  
幹事は座長の指示を受けて会務を処理し、機関の連絡調整にあたる。

(会議)

第7条 会議は必要に応じ座長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 座長は必要に応じて構成機関以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は青森県環境生活部環境保全課又は秋田県生活環境部環境管理課において行う。

(雑則)

第10条 前各条に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は幹事が協議し定める。

- 附則 この規約は昭和62年11月4日から施行する。
- 附則 この規約は平成9年7月2日から施行する。
- 附則 この規約は平成12年6月22日から施行する。
- 附則 この規約は平成13年7月6日から施行する。
- 附則 この規約は平成14年7月22日から施行する。
- 附則 この規約は平成16年8月27日から施行する。
- 附則 この規約は平成18年7月25日から施行する。
- 附則 この規約は平成20年2月7日から施行する。
- 附則 この規約は平成21年7月10日から施行する。
- 附則 この規約は平成23年10月31日から施行する。
- 附則 この規約は平成24年9月24日から施行する。
- 附則 この規約は平成27年10月13日から施行する。
- 附則 この規約は平成29年6月27日から施行する。

別表 会議構成機関

機 関 名	備 考
一般社団法人十和田湖国立公園協会	幹事機関
一般財団法人自然公園財団十和田支部	
十和田湖増殖漁業協同組合	
東北電力株式会社青森支店	幹事機関
環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所	幹事機関
林野庁東北森林管理局三八上北森林管理署	
林野庁東北森林管理局米代東部森林管理署	
青森県十和田市	幹事機関
秋田県小坂町	幹事機関
青森県環境生活部	幹事機関
青森県農林水産部	
青森県観光国際戦略局	
青森県県土整備部	
青森県三八地域県民局環境管理部	
秋田県生活環境部	幹事機関
秋田県農林水産部	
秋田県観光文化スポーツ部	
秋田県建設部	